

兵庫県公報

平成28年8月31日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（医務課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	2

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第39号）

医療法の一部改正により、社会医療法人の認定を取り消された医療法人が救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成して知事の認定を受けたときは、継続して収益事業を行うことができるものとされること、医療法人は知事の認可を受けて分割することができるものとされること等に伴い、当該認定等に関し知事に提出される書類の受理に関する事務を神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理することとする事務に追加することとした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	66 戸

2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅	3 団地	100 戸
普通簡易耐火住宅	4 団地	18 戸

3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅	9 団地	11 戸
普通中層耐火住宅	9 団地	11 戸

4 老朽化に伴い、次の改良県営住宅を用途廃止することとした。

改良中層耐火住宅	1 団地	76 戸
----------	------	------

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第39号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表5の項事務の欄中「昭和23年法律第205号。」の右に「以下この項及び」を、「第42条の2第1項」の

右に「、第42条の3第1項」を加え、「第46条の2第1項ただし書、第46条の3第1項ただし書、第47条第1項ただし書、第50条第1項若しくは第3項」を「第46条の5第1項ただし書若しくは第6項ただし書、第46条の6第1項ただし書」に改め、「第52条第1項」の右に「、第54条の9第3項若しくは第5項」を加え、「若しくは第57条第5項」を「、第58条の2第4項（法第59条の2において準用する場合を含む。）若しくは第60条の3第4項（法第61条の3において準用する場合を含む。）」に改め、「第4条第2項」の右に「、第5条の5の4第1項若しくは第3項、第5条の5の5第1項若しくは第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第40号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

171	26	姫路御着住宅	姫路市御国野町御着	11階建	11	0.5966	44,700
					11	0.7905	61,600
					11	0.8209	61,600
					22	0.9417	73,300
					11	1.0770	83,800

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款67の項中

「

32	0.3732	25,300
27	0.3812	25,300
65	0.4016	27,600
1	0.4063	29,200

」

を

「

12	0.3732	25,300
8	0.3812	25,300
65	0.4016	27,600

」

に改め、同款68の項中

「

58	0.3887	30,600
----	--------	--------

」

を

「

39	0.3887	30,600
----	--------	--------

」

に、

「

32	0.3973	30,600
----	--------	--------

」

を

「

21	0.3973	30,600
----	--------	--------

」

に改め、同款101の項を次のように改める。

101	削除	
-----	----	--

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款13の項中

「

3	0.6930	40,000
3	0.6932	39,800

」

を

「

3	0.6930	40,000
---	--------	--------

」

に改め、同款40の項中

「

11	0.3510	25,200
----	--------	--------

」

を

「

5	0.3510	25,200
---	--------	--------

」

に改め、同款41の項中

「

16	0.5228	44,600
4	0.5342	44,600

」

を

「

12	0.5228	44,600
3	0.5342	44,600

」

に改め、同款42の項中

「

10	0.4342	30,700
----	--------	--------

」

を

「

6	0.4342	30,700
---	--------	--------

」

に改め、同表 2 の部普通簡易耐火住宅の款 6 の項中

「

1	0.9794	69,400
1	0.9794	71,900

」

を

「

1	0.9794	69,400
---	--------	--------

」

に改め、同款 8 の項中

「

1	0.5804	52,200
2	0.9643	68,700

」

を

「

1	0.9643	68,700
---	--------	--------

」

に改め、同款10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款18の項を次のように改める。

18	削除
----	----

別表第 1 の 2 の部普通高層耐火住宅の款36の項中

「

6	0.9643	68,700
---	--------	--------

」

を

「

5	0.9643	68,700
---	--------	--------

」

に改め、同款37の項中

「

1	0.5910	55,300
1	0.9489	70,900

」

を

「

1	0.5910	55,300
---	--------	--------

」

に改め、同款38の項中

「

1	0.9536	71,600
1	0.9598	70,900

」

を

「

1	0.9536	71,600
---	--------	--------

」

に改め、同款53の項を次のように改める。

53	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款71の項中

「

5	0.8486	71,800
---	--------	--------

」

を

「

4	0.8486	71,800
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9459	77,600
1	0.9459	78,200

」

を

「

2	0.9459	77,600
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款1の項中

「

1	0.3587	27,000
1	0.5303	38,100
1	0.6044	40,400

」

を

「

1	0.6044	40,400
---	--------	--------

」

に改め、同款3の項中

「

1	0.3829	39,900
1	0.3829	41,000

」

を

「

1	0.3829	39,900
---	--------	--------

」

に改め、同款7の項中

「

1	0.6039	41,300
1	0.6065	41,800
1	0.6922	43,000

」

を

「

1	0.6039	41,300
---	--------	--------

」

に改め、同款19の項を次のように改める。

19	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款22の項を次のように改める。

22	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款23の項中

「

2	0.5456	34,400
1	0.5456	35,500

」

を

「

2	0.5456	34,400
---	--------	--------

」

に改め、同款25の項を次のように改める。

25	削除
----	----

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款26の項中

「

1	0.3997	40,700
1	0.3997	43,200

」

を

「

1	0.3997	40,700
---	--------	--------

に改め、同款40の項中

「

1	0.9414	69,600
1	0.9443	70,700

」

を

「

1	0.9414	69,600
---	--------	--------

」

に改める。

別表第2改良中層耐火住宅の項中

「

44	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	5階建	4	8,800
				40	9,100
44	姫路西新町鉄筋住宅	姫路市西新町	5階建	16	14,300
				60	14,600

」

を

「

44	玉津鉄筋住宅	神戸市西区曙町	5階建	4	8,800
				40	9,100

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。